

## 平成 22 年度の「保険金・給付金のお支払い状況」について

ソニー生命保険株式会社

平成 22 年度(平成 22 年 4 月～平成 23 年 3 月)のお支払いの件数、および支払査定の結果、お支払いに該当しないと判断した件数は、以下のとおりです。

保険金等のお支払い件数、お支払い非該当件数及び内訳

平成 22 年度(平成 22 年 4 月～平成 23 年 3 月)

		保険金					給付金						合計
		死亡保険金	災害保険金	高度障害保険金	その他	合計	死亡給付金	入院給付金	手術給付金	障害給付金	その他	合計	
お支払い非該当	詐欺無効	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不法取得目的無効	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	告知義務違反解除	9	0	0	4	13	7	274	155	0	9	445	458
	重大事由解除	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	免責事由該当	61	5	2	4	72	36	47	20	0	1	104	176
	支払事由非該当	1	0	96	15	112	0	216	7,988	33	34	8,271	8,383
	その他	1	0	0	0	1	0	20	15	0	31	66	67
お支払い非該当件数合計		72	5	98	23	198	43	557	8,178	33	75	8,886	9,084
お支払い件数合計		4,031	32	241	1,071	5,375	2,049	109,540	70,483	49	10,267	192,388	197,763

\*上記件数については生命保険協会策定の基準に則ってお支払い件数、お支払い非該当件数を計上しております。

### 【用語の説明】

詐欺無効	保険契約のご加入等に際して、保険契約者または被保険者に詐欺の行為があった場合に、ご契約を無効とするものです。この場合、払い込まれた保険料は払戻しいたしません。
不法取得目的無効	保険金・給付金等を不法に取得する目的で保険契約にご加入等された場合に、ご契約を無効とするものです。この場合、払い込まれた保険料は払戻しいたしません。
告知義務違反解除	保険契約のご加入等に際して、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、告知していただいた内容が事実と相違していた場合等に、ご契約を解除するものです。
重大事由解除	保険金・給付金等の請求時に関する詐欺行為があった場合や、他の生命保険契約の重複により、給付金等の合計額が著しく過大で保険制度の目的に反するおそれがある場合に、ご契約を解除するものです。
免責事由該当	保険約款所定の年数以内の被保険者の自殺や、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失による事故等、ご請求内容が、保険約款で定める免責事由に該当する場合は、保険金・給付金等をお支払いいたしません。
支払事由非該当	保険約款に定める所定の要件に該当しない障害状態について高度障害保険金をご請求いただいた場合や、保障対象外の手術について給付金をご請求いただいた場合等、ご請求内容が、保険約款で定める支払事由に該当しない場合は、保険金・給付金等をお支払いいたしません。

### 四半期ごとの時系列推移表

	平成 22 年度			
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
お支払い件数合計	49,054 件	49,550 件	50,063 件	49,096 件
お支払い非該当件数合計	2,143 件	2,241 件	2,328 件	2,372 件

◆ お支払いに該当しないと判断したご契約の具体的事例

お支払い 非該当理由	種類	事案例(概要)
告知義務違反解除	死亡保険金	<p>死亡保険金受取人は、被保険者が肺腺癌により逝去されたとして、死亡保険金をご請求されました。</p> <p>しかしながら、ご請求の際に提出いただいた診断書から、契約日以前にご通院している可能性が高かったため事実確認を行ったところ、ご契約以前に「胸部異常陰影」にてご通院および検査を受けられていたことが判明しました。</p> <p>判明したご通院は、ご契約時に告知していただく事項ですが、告知をいただけていないため、ご契約は解除のお取り扱いとさせていただきます、死亡保険金はお支払いいたしませんでした。</p> <p>(第1四半期)</p>
	疾病入院給付金	<p>被保険者は、パーソナリティ障害によりご入院したとして、疾病入院給付金のご請求をされました。</p> <p>ところが、ご請求の際に提出いただいた診断書から、前医初診日をご契約日以前の日付であり、主治医所見欄にもご契約前から発病されている記載があったため事実の確認を行ったところ、ご契約以前より当該疾病にてご通院および投薬治療を受けられていることが判明しました。</p> <p>判明したご通院等は、ご契約時に告知していただく事項ですが、告知をいただけていないため、ご契約は解除のお取り扱いとさせていただきます、疾病入院給付金はお支払いいたしませんでした。</p> <p>(第3四半期)</p>
免責事由に該当	災害入院給付金 退院給付金	<p>被保険者は、路面電車との接触による脳挫傷のためご入院をされたとして、災害入院給付金および退院給付金のご請求をされました。そこで、接触の状況に関して事実の確認を行ったところ、警報機が作動し、遮断機が下りた状態の踏切で遮断機をくぐり軌道敷内に進入し、路面電車と接触したことが判明しました。</p> <p>このため、災害入院給付金および退院給付金の免責事由である「被保険者の故意または重大な過失」に該当することから、災害入院給付金および退院給付金はお支払いいたしませんでした。</p> <p>(第4四半期)</p>
支払事由に非該当	高度障害保険金	<p>被保険者は、脳出血に罹患され、その後遺症により会話が出来なくなったとして、高度障害保険金のご請求をされました。</p> <p>ところが、ご請求の際に提出いただいた診断書に記載された言語機能の状態は、簡単な単語の発語により意思疎通がかるうじて可能な状態と診断されており、高度障害保険金の支払事由である「言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの( )」にあたらないため、ご請求いただいた高度障害保険金はお支払いいたしませんでした。</p> <p>脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思疎通が不可能となり、その回復の見込みがない場合をいいます。</p> <p>(第3四半期)</p>

障害保険金	<p>被保険者は、心疾患を原因として特定障害状態になられたとして、障害保険金のご請求をされました。</p> <p>ところが、ご請求の際に提出いただいた診断書における日常生活の活動能力に対する主治医意見は日常生活に問題がないと診断されており、またそれ以前のご請求時における診断書に記載された被保険者の状態よりも回復傾向であることが認められました。</p> <p>このため、障害保険金の特定障害状態に定める「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の状態( )」があり、かつ、その状態が永続的に回復しない状態に該当しないことから、ご請求いただいた障害保険金はお支払いいたしませんでした。</p> <p>他人の介助を受けなければほとんど自分の用を弁ずることができない程度の状態をいいます。 (第4四半期)</p>
特約保険金 (リビング・ニース 特約)	<p>被保険者は、子宮頸癌により主治医から余命が6ヶ月以内であるとの診断を受けたとして、特約保険金をご請求されました。しかしながら、病状等に関して事実の確認を行ったところ、治療効果により病状は劇的に改善し、余命6ヶ月以内ではないとの主治医見解がありました。</p> <p>このため、特約保険金の支払事由である「被保険者の余命が6ヶ月以内」に現段階ではあたらないため、ご請求いただいた特約保険金はお支払いいたしませんでした。 (第1四半期)</p>
がん入院給付金 がん手術給付金 退院後療養給付金	<p>被保険者は、「右乳癌の疑い」により入院および手術を受けられ、がん保険のがん入院給付金、がん手術給付金および退院後療養給付金をご請求されました。</p> <p>しかしながら、ご提出いただいた診断書から、手術で摘出した腫瘍の最終的な結果は「悪性ではない乳腺腫瘍」であったことが判明しました。</p> <p>このため、がん入院給付金、がん手術給付金および退院後療養給付金の支払事由である「がんの治療を直接の目的とする入院・手術」に該当しないため、ご請求いただいたがん入院給付金、がん手術給付金および退院後療養給付金はお支払いいたしませんでした。 (第1四半期)</p>
疾病入院給付金 手術給付金	<p>被保険者は、白内障によりご入院および手術を受けられたとして、疾病入院給付金および手術給付金をご請求されました。</p> <p>ところが、ご請求の際に提出いただいた診断書によると初診日は契約日以前であったため、事実の確認を行ったところ、ご契約以前に白内障の診断がなされていたことが判明いたしました。</p> <p>このため、疾病入院給付金および手術給付金の支払事由である「責任開始期以後に発病した疾病の治療を目的とする入院・手術」に該当しないことから、疾病入院給付金および手術給付金はお支払いいたしませんでした。 (第4四半期)</p>
手術給付金	<p>被保険者は、右腎結石により体外衝撃波右腎結石破砕術を平成22年7月に受けられたとして、手術給付金をご請求されました。</p> <p>しかしながら、手術給付金の対象となる「手術」における「衝撃波による体内結石破砕術」の制限規定にて「施術の開始日から60日の間に1回を給付の限度とする。」と定められており、被保険者は、過去に平成22年6月に受けられた同手術についてご請求され、手術給付金をお支払いしていたため、今回ご請求いただいた手術給付金はお支払いいたしませんでした。 (第2四半期)</p>

		<p>被保険者は、卵巣癌リンパ節転移により放射線治療を受けられたとして手術給付金をご請求されました。</p> <p>しかしながら、照射した総線量が 30 グレイであったため、手術給付金の対象となる「手術」における「新生物放射線照射」の制限規定にて「50 グレイ以上の照射」を手術給付金のお支払い対象と定められていることから、ご請求いただいた手術給付金はお支払いいたしませんでした。</p> <p>(第 2 四半期)</p> <p>被保険者は、高所からの落下により右足の踵(かかと)を骨折し、手術を受けられたとして、手術給付金のご請求をされました。</p> <p>ところが、受けられた手術は「非観血的徒手整復術(皮膚の外から骨折した骨を元の状態にもどす手術)」であり、手術給付金の対象となる四肢骨・四肢関節観血手術に定める「観血手術( )」ではないことから、ご請求いただいた手術給付金はお支払いいたしませんでした。</p> <p>皮膚や筋肉をメス等で切開し、骨折した骨などの病変部等を露出したうえで医師の直視下で行う手術をいいます。</p> <p>(第 3 四半期)</p>
	障害給付金	<p>被保険者は、スポーツ中の事故による左肩鎖関節脱臼、右膝内側々副靭帯損傷の後遺症にて左肩および右膝の運動範囲障害が残ったとして、障害給付金のご請求をされました。</p> <p>しかしながら、ご請求の際に提出いただいた診断書に記載された左肩および右膝関節の運動範囲は、生理的に運動することができる範囲(角度)の 2 分の 1 以上と計測されており、障害給付金の支払事由である「関節の機能に著しい障害( )を永久に残すもの」にあたらないため、ご請求いただいた障害給付金はお支払いいたしませんでした。</p> <p>関節の機能に著しい障害とは、関節の運動範囲が、生理的運動範囲の 2 分の 1 以下の場合をいいます。</p> <p>(第 2 四半期)</p>
無効(その他)	がん入院給付金 がん手術給付金 退院後療養給付金	<p>被保険者は「左乳癌」により入院および手術を受けられ、がん保険のがん入院給付金、がん手術給付金および退院後療養給付金をご請求されました。</p> <p>しかしながら、ご請求の際に提出いただいた診断書から、がん給付の責任開始期の前日までに悪性新生物(がん)と診断確定されていたことが判明したため、がん保険は無効( )とし、がん入院給付金、がん手術給付金および退院後療養給付金はお支払いいたしませんでした。</p> <p>告知前または告知の時からがん給付の責任開始期の前日までにがんの診断確定がされた場合、保険契約は無効となります。</p> <p>(第 2 四半期)</p>

以上